

競走馬オーナーのための税金教室

競走馬オーナーになるには

	中 央	地 方
個人	今後も継続的に得られる見込みのある所得金額が、過去2か年いずれも1,700万円以上あること。 資産の額が7,500万円以上あること。	年間の所得金額が原則500万円以上であること。
法人	資本金または資産の額が1,000万円以上であること。 資産の額が7,500万円以上あること。	資本金(払込済額)が300万円以上であること。
組合	組合員全員で今後も継続的に得られる見込みのある所得金額が、過去2か年いずれも900万円以上あること。 組合財産として1,000万円以上の貯蓄金があること。	組合名義で300万円以上の定期預金があること。 組合員各々の年間所得が300万円以上であること。

競走馬を直接保有するのは、条件的にもなかなか難しいという方には、愛馬会会員（一口馬主）からのスタートをお勧めします。こちらは専門の愛馬会法人が募集している競走馬に投資する形になります

個人馬主



文字通り、個人で競走馬を所有する形態の馬主です。事業所得にしないと赤字が損益通算できない、または譲渡した場合に他の所得と損益通算できないため事業所得となるのがポイントです。

馬を共同で保有する場合は中央競馬に登録された馬主同士の場合に限り、競走馬を共同で所有することができます。現在、共有は1頭につき10人まで認められており、共有馬主全てについて所有を確認するため、馬所有念書・印鑑登録証明書・馬匹売買契約書の写し等を添付した上で、預託調教師を経由して美浦もしくは栗東トレーニング・センターに提出することとなっています。なお、共有に際しては代表者を1名決めることとなっており、出走時に出走表に記載される馬主名や服色は代表者のものが使用されます。また、賞金

の振込についても全て代表者に振込まれます。

法人馬主



株式会社・有限会社として競走馬を所有する形態の馬主です。近年増加してきています。所得税負担が増加し、法人税の実効税率が下がっているため規模によっては法人で馬主となるほうが税金上有利なケースもあります。この場合役員の個人的趣味によるものと税務署に判断されないような工夫が必要です。

組合馬主



複数人が団体を結成し、競走馬を所有する形態の馬主です。仲間同士で組合を作り、組合を馬主登録することが可能です。

その場合の税務は、組合契約に定める分配割合に応じて各組合員にその利益もしくは損失が帰属することになります。

簡単に言えば5人で組合を作ったとして、組合契約上均等分配である場合には、その保有馬から発生した利益もしくは損失を各組合員に1/5ずつ分配し、それぞれの組合員は所得税の確定申告をすることになります。

愛馬会会員(一口馬主)



愛馬会会員は賞金の配当も受け取れますし、優勝した際には口取りもできます。ただし、馬主として登録されているのはクラブになります。よって残念ながら法的には馬主ではございません。クラブ=匿名組合に出資をしているという事実だけになります。

この場合の税務は、組合への出資の配当ということで雑所得による申告となります。あまり節税にはならないタイプです。

競走馬保有のための税金は原則雑所得となり、他の所得と損益通算(赤字と黒字を相殺できない)のですが以下の条件にあてはまると事業所得として他の所得と通算可能です。

① 保有頭数による判定

① その年において、競馬法第 14 条(馬の登録)(同法第 22 条(準用規定)において準用する場合を含む。)の規定による登録を受けている競走馬(以下「登録馬」という。)でその年における登録期間が 6 月以上であるものを 5 頭以上保有している場合、

①、②その年以前 3 年以内の各年において、登録馬(その年における登録期間が 6 月以上であるものに限る。)を 2 頭以上保有し、かつ、その年の前年以前 3 年以内の各年のうちに、競走馬の保有に係る所得の金額が黒字の金額である年が 1 年以上ある場合

① ただし、事業所得として認められるには、保有する競走馬の出走回数および競馬賞金収入額の証明書を確定申告書に添付する必要があります。

② 出走回数による判定

その年の前 3 年間の各年において競馬賞金等の収入があり、その各年のうち年間 5 回以上(2 歳馬については年間 3 回以上)出走している競走馬(共有馬を除く)を保有する年が 1 年以上ある場合

※ここでいう競馬賞金等とは次の賞金をいいます。

中央競馬：本賞金・距離別出走奨励金・内国産馬所有奨励賞・出走奨励金・不加章特別出走手当

地方競馬：本賞金・着外手当・出走手当(出走奨励金)・輸送費補助・休場手当・レコード賞・家畜市場取引馬賞

※事業所得として確定申告をする場合以下の証明書を添付します。

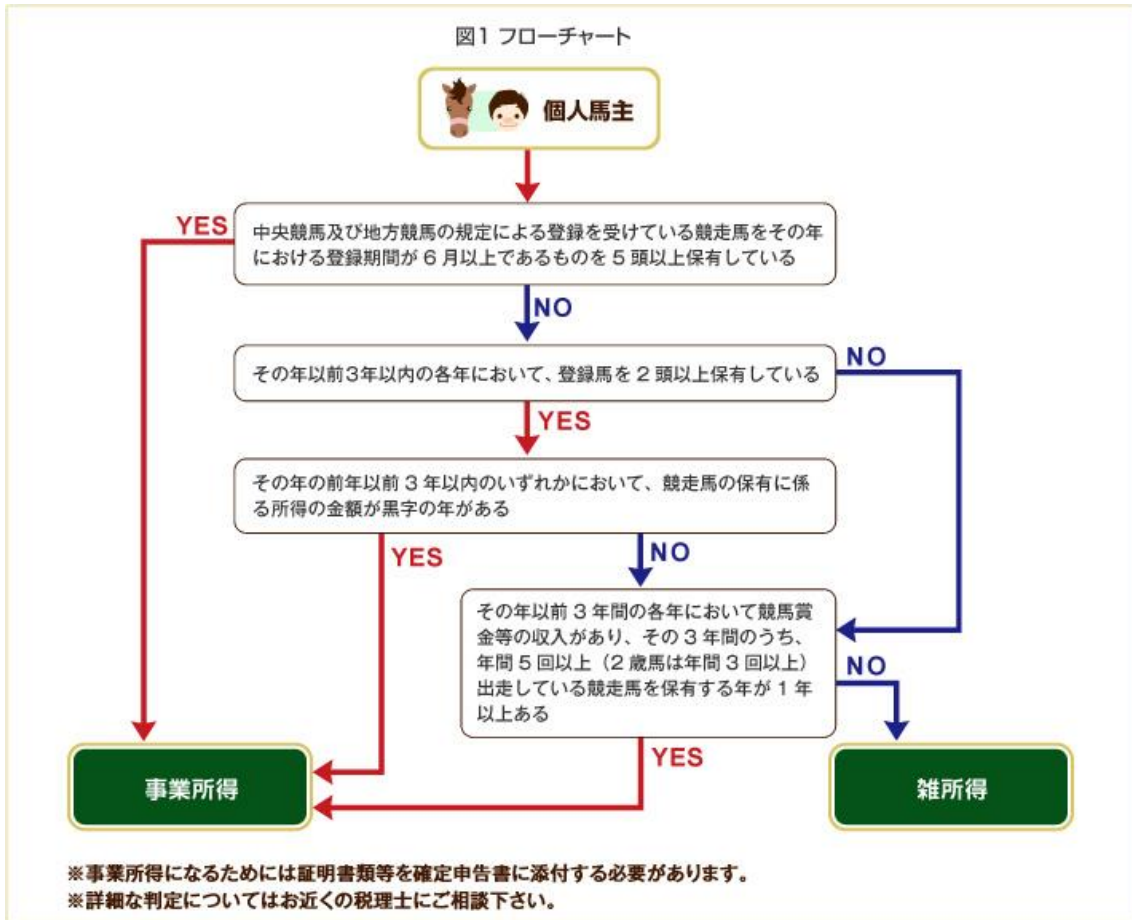
中央競馬	競走馬の登録、出走回数及び競馬賞金収入等証明書	日本中央競馬会発行
地方競馬	競走馬の登録及び出走回数等証明書 競走馬の収入証明書(保有頭数、出走回数による判定の場合)	地方競馬全国協会 地方競馬主催者



事業所得と雑所得の違いは

メリット	事業所得	雑所得
競走馬保有の赤字がある場合	他の所得との損益通算ができる、給与不動産などとの相殺が可能	総所得金額に黒字の場合は含まれるが赤字の場合は損益通算できずに切捨て
競走馬の譲渡損失	他の所得と損益通算できかつ損益通算してもまだ赤字がある場合は繰越損失繰り戻し還付ができる。	損失は雑所得の範囲でしか控除できない。
青色申告	可能 青色申告のメリットが使える。繰越損失 30万未満の少額資産の経費計上 特別償却特別控除 税務当局の推定課税不可 10万円65万円の特別控除可能	不可能 青色申告のメリットが使えない
競走馬の災害盗難横領死亡	災害、盗難、横領などの損失は事業所得の必要経費になる。死亡した場合の未償却残高は必要経費となる。	その損失を受けた年分または翌年の譲渡所得から控除される。事業所得の経費にできない。 雑損控除もできない。 死亡の場合未償却残高を控除できない。
青色事業専従者給与	事前の届出で経費可能	不可

図1 フローチャート



事業所得の計算の仕方は？

事業所得の収入—事業所得の支出＝課税所得（厳密には個々から各種所得控除（社会保険料など）を差し引きします）

競馬賞金等は、馬主指定の銀行口座に振込まれます。振込みは通常、競走終了後の月曜日で、併せて振込通知書が送付されます。振込時には、厩舎関係者への進上金をあらかじめ差引いた金額を源泉徴収されます。賞金の中には進上金の対象にならないものもあります。なお、振込先は馬主本人名義のものに限られております。

事業所得の収入

各種賞金 出走奨励金 出走手当

譲渡所得（事業的規模の場合）

収入の基準は発生時点または通知が来た日の収入とします。賞金以外の賞品も同じ扱いです。

事業所得の支出

競走馬末梢金 診療費補助金 事故見舞金など(死亡した馬の見舞金などは非課税となります)競走馬に係る調教師等 装蹄師等に支払う預託料には厩舎関係者の人件費、馬糧費登録などの手数料 治療費(一部補てんあり)、輸送費等などがあります。



馬の減価償却はどうなるの？

競争馬の減価償却は4年で通常2歳4か月から6歳3か月まで どんなに高い馬でも4年で全額償却できるため大きな節税効果があります。

日本中央競馬会(JRA)において平成28年9月より早期特例登録制度が導入されました。一定の要件を満たせば、トレセン等への入厩および馬体検査を要件としないで、育成牧場等に在厩したまま競走馬登録が可能(適用期間馬齢1才9月～馬齢2歳2月)となるものです。競走馬登録ができればもっとも早い償却開始時期は1才9月からとなります。

その他預託料など競走馬保有にかかる費用はすべて経費とすることができます。

競走馬としてデビュー前の馬は別勘定にしておき減価償却は業務のように供したときからです。



見舞金にも所得税、消費税はかかるの？

見舞金のうち中央競馬主相互会が定める以下の者は非課税です。(所得税)

その他も消費税はすべて非課税です。

1号 競争中の事故により死亡または瀕死救うことができない状態に陥り安楽死処置

2号 調教中又は輸送中の事故により死亡または瀕死救うことができない状態で安楽死処置



事業所得の場合は青色申告を受けたほうがいいのか？

メリット 65万円の青色控除が使える

取得価格30万円未満の資産の取得がすべて経費化できる(総額300万まで)

繰越欠損が3年間使える。

特別償却や税額控除などお得な税金の制度がある

税務調査時に調査官から勝手に推計で課税されない

事業専従者がいれば青色事業専従者給与が出せる。



税金 税率はどうかの？

事業所得の場合、確定申告でそのオーナーの方の他の所得と通算されるため一概に何パーセントと回答することが困難です。



賞金にかかる源泉徴収は？

保有馬が賞金を獲得したら、賞金にはサラリーマンの給与と同じように一定の所得税の源泉徴収が行われます。もちろん確定申告時には当該源泉徴収額は所得税の前払い的性格なものとして取り扱われますので、所得によっては還付されることもあります。

源泉徴収税額 = { 1回の支払金額 - (賞金 × 20% + 60万円) } × 10%



賞金にも消費税がかかるの？

馬の賞金には消費税がかかります。そのため個人事業所得、法人などの場合 収入金が1000万を超えるとよくよく年度に消費税の事業者となります。

賞金額が課税標準(消費税の対象)となり調教師等に払う進上金、預託料などは仕入れに係る消費税額控除の対象になります。

非課税売上となるもの 見舞金 診療補助 装蹄補助 登録抹消給付金 競争とりやめ金
課税仕入れとなるもの 進上金 預託料 出走登録料 蹄鉄料 治療費 補助馬糧料 馬具 出張費 輸送費 交際費 雑費 馬購入 種付け費用

参考資料

(参考 国税不服審判所裁判例No. 33)

[競走馬の保有に関する税金](#) [国税庁通達より](#)

添付書類一覧別紙 1: [競馬賞金等一覧\(PDFファイル/67KB\)](#)



- [別紙 2-1: 競走馬の登録、出走回数及び競馬賞金収入等証明書\(中央競馬\)\(PDF ファイル/53KB\)](#)
- [別紙 2-2: 競走馬の登録及び出走回数等証明書\(地方競馬\)\(PDF ファイル/38KB\)](#)
- [別紙 2-3: 競馬賞金等の収入証明書\(地方競馬\)\(PDF ファイル/19KB\)](#)
- (参考) [競走馬の保有に係る所得税申告等の流れ\(PDF ファイル/21KB\)](#)

[JRA 中央競馬 Q & A](#)

日本馬主協会連合会・日本地方競馬馬主振興協会発行の「競走馬、所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税の手引